

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること
--------------	------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
施策目標	2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
施策目標	2-1	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること
個別目標	1	職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること ※重点評価課題（若者自立支援の充実）
<p>(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業 ・日本版デュアルシステムの普及・促進 ・「創業サポートセンター」による相談・援助や情報提供等 ・「私のしごと館」運営事業 ・若者自立塾創出推進事業 ・地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業 ・グローバル人材育成支援事業 		
<p>施策の概要（目的・根拠法令等）</p> <p>1 目的等：</p> <p>① 若年者等に対する職業キャリア支援を講ずるため、フリーター等若者に対し、「日本版デュアルシステム」により実践的な職業能力を付与する。また、ニート等の働く自信をなくした若者については、「若者自立塾創出推進事業」や「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」により、職業的自立支援を行う。</p> <p>② さらに、若者を中心として、「私のしごと館」運営事業により、学校等のみで一括して提供することが難しい、多様な職業体験、体系的な職業情報や職業適性検査等をワンストップで提供することにより、職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活を含めたキャリア形成を効率的・効果的に進める。</p> <p>③ 創業や新分野展開を希望する労働者や中小企業事業主等に対して、創業等を支える人材の育成を職業能力開発の側面から支援を図るために、専門的な相談援助、創業を目指す中小企業等との共同研究及び職業訓練の実施等を行う。</p> <p>④ 特に人材育成に困難を抱える中小企業等に対しては、グローバル化する企業活動を支える国際人材の育成を支援するため、経験豊かな国際アドバイザーを活用した相談援助、情報の提供、セミナーの開催等を実施する。</p> <p>2 根拠法令等：職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）</p>		
主管部局・課室	職業能力開発局実習併用職業訓練推進室	
関係部局・課室	職業能力開発局能力開発課、育成支援課、キャリア形成支援室、海外協力課	

2. 現状分析

<p>若年者の雇用情勢については、平成19年3月卒業の新規学卒者の就職内定率が高校生、大学生ともに改善傾向にあり、平成19年3月末時点で高校生 96.7%（前年同期 0.9ポイント増）、4月1日時点で大学生 96.3%（前年同期 1.0ポイント増）とな</p>
--

っており、15歳から24歳までの若年者の有効求人倍率も高い水準にある。(1.06倍：平成19年4月現在。)

一方で、若年者の失業率は低下傾向にあるものの依然として高い水準にあり(平成19年4月の15～24歳の失業率は7.5%(年齢計は3.8%、総務省「労働力調査」)、フリーターの数については、平成18年は187万人(総務省「労働力調査(詳細結果)」)、ニートの状態である若者の数は平成18年で62万人(総務省「労働力調査」(※))となるなど、いまだ厳しい状況が続いている。

※ 数値については、ニートに近い概念として、若年無業者を15歳から34歳までの者であって非労働力人口のうち家事も通学もしていない「その他」のものと定義して集計したものである。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)	—	—	68.8	71.9	75.5
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ(職業能力開発定例業務統計)。 備考： ・平成18年度の実績については速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定。 ・指標については公共職業訓練修了3ヶ月後の就職率である。						
施策目標の評価 平成18年度においては、若年者の就職環境について、依然として厳しい状況が続く中で、引き続きフリーター等若年者に対して、企業における実習と教育訓練機関における座学を組み合わせた日本版デュアルシステムを推進し、一定の成果を上げたところであり、施策目標の達成に向けて進展があったと言える。						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること						
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	「創業サポートセンター」活用後の創業等率(単位：%) (30%以上/平成18年度)	—	—	30.4	33.4	33.0
2	「私のしごと館」の利用者から今後の進路について具体的なイメージが湧いた、仕事というものや将来の自分の職業について考えるようになった等の回答を得る率(80%以上/平成18年度)	—	—	84.8	83.0	83.2
3	若者自立塾の卒塾後6ヶ月経過後の就労率(70%以上/平成18年度)	—	—	—	59.1	55.5
4	地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合(60%以上)	—	—	—	—	52.4

／平成18年度) ②就職等進路決定者の割合(30%以上／平成18年度)	-	-	-	-	29.7
(調査名・資料出所、備考) 資料出所： ・指標1、2については、(独)雇用・能力開発機構調べ。 ・指標3、4については、(財)社会経済生産性本部調べ。 備考： ・指標1における「創業等率」とは継続的に相談を受けた者の数を、創業、事業の新分野展開、再就職、製品の試作製造等技術的な援助を行った件数の合計で除した率。 ・指標3については、平成17年度から開始された事業である。平成18年度実績は平成19年3月31日現在の数値である。平成18年度における卒業後6か月経過後における就労率の最終集計結果は、10月下旬に確定する予定。 ・指標4については、平成18年度から開始された事業である。指標のうち①については5月現在の暫定値であり、最終集計結果は、10月下旬に確定する予定である。					
アウトプット指標(達成水準／達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 「私のしごと館」の各事業のサービス利用者延べ人数(人) (40万人以上／平成18年度)	5,207	333,328	494,232	521,842	507,911
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：(独)雇用・能力開発機構調べ。 備考： ・平成14年度の実績は、運営開始日である平成15年3月30日と31日の2日間分のみ。					
参考指標					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 地域若者サポートステーションにおける来所のべ数	-	-	-	-	35,244
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：(財)社会経済生産性本部調べによる。 備考：平成18年7月から平成19年3月末までの数値である。					
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
<p>・「創業サポートセンター事業」については、平成18年度に新たにサポートセンターを2所開設したところであり、労働者等に対して、きめ細かな専門相談、セミナー等を実施した結果、目標30%を上回る33%の創業等率となったことから、本事業は有効に機能していると考えられる。</p> <p>・「私のしごと館」については、平成18年度の各事業のサービス利用者延べ人数は507,911人であり、平成18年度に行ったアンケート調査においても、 i) 利用者から今後の進路について具体的なイメージが湧いた、仕事というものや将来の自分の職業について考えるようになった等の回答を得た割合が83.2%、 ii) 利用者に対する追跡調査を実施し、「私のしごと館」の活用により、自己理解、職業理解が進んだ、将来の就職に向けて何らかの行動を起こした等の具体的な変化があったという回答を得た割合が89.1%、 iii) 「私のしごと館」を利用した失業者が就職に結びつく具体的な行動(採用面接への応募、公共職業安定所等での職業紹介、派遣の登録等)を起こしたという回答を得た割合が81.7% と高い割合を示していることから、若者を中心に職業意識の効率的かつ効果的な形成等を図るための政策手段として有効であると考えられる。</p> <p>・「若者自立塾」については、平成18年度における卒業後6か月経過後の就労率は55.5%であったが、卒業後6か月経過後に、就労、進学、ハローワークに就職登録している者を含めた場合においては87.1%となり、卒業者の8割以上がニート状態から脱していることから、本事業は若者の職業的自立支援を図る手段として一定の有効性があったものとする。</p> <p>また、地域若者サポートステーション事業、地方公共団体、各都道府県労働局及びハローワークとの連携によるきめ細かな対応により、卒業者への継続的な支援を実施することに伴い、今後、就労率についても向上するものと見込まれる。</p>					

・「地域若者サポートステーション」については、平成18年度において、職業的自立の意識が希薄な若年者に対して、継続的な啓発機会の付与・就労に向けた取組の結果、より就職に結びつく方向に変化した割合が52.4%、就職等進路決定者の割合が29.7%であり、わずかに目標に達しなかったものの、事業創設間もないことを考慮すれば、若者に「働く」意義を見いだしてもらい、若者自身の職業的自立支援を図る手段として一定の有効性があったものと考えられる。

なお、ノウハウのある民間団体を事業実施主体として活用し、また地域の既存の若者支援方策を連携させ活用することで、効率的に事業を実施しているところである。

今後、全国に事業を拡大させることによって、地域若者サポートステーション設置箇所数が増加し、認知度がより一層高まるため、若者自立支援ネットワークが充実することになり、効率性はより一層高まっていくと思料する。

以上、各施策については、上記評価のとおり、概ね良好に機能しており、全体としても個別目標の達成に向けて進展があったと考えられる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	日本版デュアルシステムの普及・促進
平成18年度 予 算 額	8,372百万円(補助割合:[国 /][/][/])
実施主体	一般会計、厚生保険特会、 労働保険特会 、その他()
	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、 独立行政法人 、社会福祉法人、公益法人 その他(民間団体)
概要：若年者のフリーター化・無業化を防止しつつ、企業の求人内容の高度化のニーズに対応した実践的な能力を修得するため、企業における実習と教育訓練機関における座学を組み合わせた日本版デュアルシステムを実施する。また、民間活力を活用し、更なる普及・定着を図る。	
事務事業名	「創業サポートセンター」による相談・援助や情報提供等
平成18年度 予 算 額	416百万円(補助割合:[国 /][/][/])
実施主体	一般会計、厚生保険特会、 労働保険特会 、その他()
	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、 独立行政法人 、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：創業や新分野展開を希望する労働者や中小企業事業主等に対して、創業等を支える人材の育成を職業能力開発の側面からの支援を図るために、専門的な相談援助、創業を目指す中小企業等との共同研究及び職業訓練の実施等を行う。 ※ 予算額については、運営費交付金の内数である。	
事務事業名	「私のしごと館」運営事業
平成18年度 予 算 額	1,199百万円(補助割合:[国 /][/][/])
実施主体	一般会計、厚生保険特会、 労働保険特会 、その他()
	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、 独立行政法人 、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：学校等のみで一括して提供することが難しい、40職種の職業体験、約700職種の体系的な職業情報、職業適性検査等をワンストップで提供することにより、若年者を中心として、職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活を含めたキャリア形成を効率的・効果的に進める。 ※ 予算額については、運営費交付金の内数である。	
事務事業名	若者自立塾創出推進事業
平成18年度 予 算 額	1,067百万円(補助割合:[国 /][/][/])
実施主体	一般会計、厚生保険特会、 労働保険特会 、その他()
	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、 独立行政法人 、 社会福祉法人 、 公益法人 その他(NPO法人、学校法人、株式会社)
概要：相当期間、教育訓練も受けず、就労することもできず、様々な要因により、教育訓練の受講、就労状態にない若者に対して、合宿形式による集団生活の中での生活	

<p>訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導くことを目的とする。</p>	
事務事業名	地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業
平成18年度 予 算 額	319百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 公益法人 その他（NPO法人、株式会社、職業訓練法人、中小企業団体）
<p>概要：地方自治体の推薦に基づき、国は各地域で若者支援に積極的に取り組んでいる民間団体等に事業委託を行い、「地域若者サポートステーション」を設置する。国は、キャリア・コンサルタント及び臨床心理士等を同ステーションに配置し、以下の①、②の事業を行う。</p> <p>① 相談支援事業 キャリア形成に係る相談を含めた総合的な相談支援の実施し、必要に応じ心理カウンセリングも実施する。地域による若者支援機関のネットワークを活用し、必要な支援が継続的に受けられるよう、支援状況等を一元的にフォローする。</p> <p>② 職業意識啓発事業 職業意識啓発のため、若者キャリア開発プログラム（ジョブトレーニング、職業ふれあい事業）を実施する。</p> <p>③ 地方自治体の事業（ネットワーク業務） 地域の若者支援機関のネットワークを構築。各機関のサービスが効果的に受けられるようネットワークを維持管理し、また、ネットワークを通じた支援の必要な若者を把握する。</p>	
事務事業名	グローバル人材育成支援事業
平成18年度 予 算 額	989百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 公益法人 その他（ ）
<p>概要：グローバル化する企業活動を支える国際人材の育成を支援するため、経験豊かな国際アドバイザーを活用した相談援助、情報の提供、セミナーの開催等を特に人材育成に困難を抱える中小企業等を対象に実施する。</p>	

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他（ ）
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「私のしごと館」については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、「私のしごと館」（独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設）における体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の5職種（「私のしごと館」が自ら実施している職種）に関する体験事業について、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年度中に実施し、平成19年4月から落札者による体験事業が実施できるように措置する。」とされている。

上の5職種に関する体験事業については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を実施し、落札者を決定し、平成19年4月から落札者による事業を実施している。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

「私のしごと館」については、「政策評価・独立行政法人評価委員会」（平成17年11月27日）から、「厚生労働省及び雇用・能力開発機構は、本年度中に、次期中期目標の策定の前提となるものとして平成19年度から平成21年度までの3年間を改革期間とする私のしごと館の改革方策に関する具体的な事後評価が可能となるような改革推進計画及び改革実行計画（アクションプラン）をそれぞれ策定するものとする。」「厚生労働省は、改革期間終了後速やかに、自らの政策体系における施策・実績目標の達成手段として私のしごと館の必要性・有効性の評価・検証等を行う。上記の評価・検証等を踏まえ、私のしごと館の廃止も含めた抜本的な在り方の見直しを行い、その結論に沿って、次期中期目標期間終了時まで具体的な措置を講ずるものとする。」等を内容とする「勧告の方向性」が示されている。

④会計検査院による指摘

なし

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること